

意見陳述

相嶋静夫長男

1 父・相嶋静夫の人柄と家族との思い出

父は大川原化工機において、人々の生活を根底から豊かにするためにスプレードライヤの開発と改良に心血を注ぎました。スプレードライヤという機械は、一般の人々の目には触れにくい存在かもしれませんが、医薬品や食品、環境保全など、私たちの生活の至る所で大川原化工機の技術が活かされています。父は、自らの手掛けた技術が社会の役に立っていることを、技術者として何よりも誇りに思っていました。

私が小学校 1 年生の頃、父が秋葉原の鉄道博物館やラジオセンターへ連れて行ってくれた日のことを今でも鮮明に覚えています。トランジスタの組み立てキットを買ってもらい、自宅で父と一緒に半田ごてを握り、ラジオを完成させました。ものづくりの楽しさを教えてくれた技術屋としての父の背中が、私にとって永遠の誇りです。父は生粋の仕事人間であり、出張も多く、家にいる時間は決して長くありませんでした。しかし、ボーイスカウトの指導者を務めるなど、私たち子供に対しては常に「人の役に立つ人間になりなさい」と説き、奉仕の心を大切にしていました。私が医療従事者としての道を志したのも、こうした父の教えが大きく影響していると確信しています。

2 病状の悪化と保釈を認めない裁判官

逮捕後、高齢になった父が劣悪な環境の中でどのように過ごしているのか、心配は募るばかりでした。8 月に母と共に東京拘置所へ足を運びましたが、私は接見禁止の対象とされており面会すら叶いませんでした。

9 月下旬、弁護士から、父が拘置所内で重度の貧血を起こし外部で輸血を受けたと知らされました。私は「長期勾留のストレスで重度の胃潰瘍になったのではないか」と直感しました。さらにその後、内視鏡検査の結果「悪性腫瘍（胃がん）」であることが判明したのです。

しかし、がんが判明したにもかかわらず、拘置所内では一向に適切な治療が開始されませんでした。71 歳の高齢者が、重度の貧血とがんを抱えたまま放置されている。このままでは拘置所内で死んでしまうのではないかという恐怖に駆られました。

このような命に関わる極限状態にあるにもかかわらず、裁判所は父の保釈を頑なに認めませんでした。私は保釈却下の報告を聞いたとき、裁判官には血の通った博愛の精神が全く欠如していると絶望しました。理由の説明は一切なく、まるで「死んでくれた方がありがたい」と冷酷に突き放されているような気持ちでした。人間の命より手続きを優先するその精神構造が全く理解できず、まるで悪魔と対峙してい

るかのような印象を受けました。

ようやく勾留執行停止の決定が出され都内の病院を受診できたとき、現れた父の姿に私は言葉を失いました。顔面は蒼白し、体は見る影もなく痩せ細り、目からは光が完全に消えていました。車椅子で現れた父は、かつての快活な姿とは別人のような絶望に満ちた表情で、拘置所の医療体制の酷さを訴えていました。

しかし、勾留執行停止による「時間的制約」を理由に、本格的な検査や治療は断られてしまいました。私は自身の仕事への影響を懸念して職場には父の逮捕を隠していましたが、もはやそのような状況ではありませんでした。父の命の危険を前に、私は勤務先の病院長・副病院長にすべてを打ち明け、すぐの思いで相談しました。事情を聴いた病院長たちは「すぐに連れてきなさい。相嶋さんのお父さんなら大丈夫です」と受け入れてくれました。そして、裁判所に詳細な診療計画を提出することで、ようやく2週間の勾留執行停止を得ることができました。2週間という制約の中でがん治療を進めることは、医師にとって極めて大きなリスクを伴いますが、医師達は真摯に診療に当たってくれました。

治療が開始されたのは、体調の異変を感じてから2ヶ月後、拘置所で貧血とがんが判明してから1ヶ月半後のことでした。主治医が「冤罪だったら、裁判官はどうやって責任を取るのでしょうか」とつぶやいた言葉が忘れられません。これこそがこの問題の本質です。

治療が始まりましたが、父の体には体力がほとんど残されておらず、必死の治療も虚しく、入院から3ヶ月後に他界しました。父は入院当初「殺されるところだった」と語っていました。嘘をつかず真面目に生きてきた父が、「刑事被告人」という立場のまま人生の最期を迎えさせられたことについて、遺族として悔しく、悲しい思いでいっぱいです。

父が愛情を注いできたスプレードライヤに対し「軍事転用可能」などという謂れない疑いをかけられ、長期間不当に拘束され、人間としての尊厳まで奪われたこと。なぜ父は、ここまで酷い目に遭わされなければならなかったのでしょうか。

拘禁とがん死亡リスクについてのアメリカの刑務所において多数のデータを取って分析した研究論文を読んだことがあります。刑事施設内での癌診断の遅れを主な原因として、一般の患者の癌のよる死亡率よりはるかに高い割合で亡くなっているとのことでした。

屈辱的な手錠、腰縄による身体拘束、理不尽な取調べ、番号での呼称や警察官や刑務官による命令、冷たい食事、丸見え状態での排泄、そして何を訴えても取り合ってくれない裁判官の姿勢など、強いストレスにさらされていました。これらは無実である父には過酷な状況でした。ストレスは免疫抑制や炎症反応の惹起をもたらす、癌の発病、進行を促進することが医学的に証明されています。

だからこそ身体拘束には、健康上の甚大な影響に均衡するだけの絶対的な理由が必要です。刑事訴訟法では保釈は原則として認められるべきであると規定している

のです。

3 本訴訟にかける思い——検証プロセスの不存在

私は臨床工学技士という医療従事者として病院で働いています。人の命を預かる現場では、「人間である以上ミスは起こり得る」という前提でシステムが作られています。例えば私のよく知るある病院では、過去に起きた患者取り違え事故という重大な医療過誤を契機に、組織として事実と正面から向き合いました。ミスを隠蔽せず、原因を徹底的に検証し、安全管理体制を抜本的に見直す努力を続けています。医療現場では、ミスが起きた際にPDCAサイクルを回しシステムを改善することこそが、次の犠牲者を出さないための誠実な態度とされています。

一方で、裁判所はどうでしょうか。今回の事件で、裁判官たちは漫然と警察・検察の主張を鵜呑みにし、技術的な矛盾や明確な法令解釈の不存在といった「明らかなおかしさ」を看過して令状を発付し、保釈を却下し続けました。父が胃がんと診断され命の危険があっても、却下し続けたのです。

さらに驚くべきことに、罪証隠滅の恐れを理由に強固に保釈に反対しておきながら、いざ勾留執行停止で釈放された後、裁判所は父の動静確認を一切行っていないでした。裁判所も検察官も、父の死亡を1ヶ月以上認識していなかったのです。

父を公判前に死亡させたことは、裁判所にとって大失敗ではありませんか。裁判官は真実を明らかにする公判を開くことよりも、父を死なせることを優先していたのでしょうか。

父が、岡野裁判官の発した逮捕状を見せられたとき。貧血に苦しむ中、本村裁判官の発した保釈請求却下の決定を見たとき。そして、がんが転移し治療を断念せざるを得ないことが分かった後に届いた、佐伯裁判官らによる保釈請求却下の決定を見たとき。真実を知る父にとってどれほどの絶望であったか。あなたたち裁判官は、それを一人の人間として想像できなければなりません。

「過ちを改めざるは、これ過ちなり」ということわざがあります。過ちは、一度は許されます。しかし2度は許されません。裁判官も人である以上、間違いは起こりうることはですが、嘘や隠蔽は防ぐことができます。あなた方の良心に期待しています。

最後に、裁判所のホームページに記載されている言葉を確認しておきます。

『令状主義は、基本的人権を保護するための重要な原則であり、国の最も基本的なルールである日本国憲法に定められています』

裁判官の皆様は、どうかこの言葉を決して忘れないでください。